

財産形成期日指定定期預金規定

1. 預入れの方法等

- (1) この預金は、3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. 預金の書類・期間等

この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. 自動継続等

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額で前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても第1項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、預入日の1年後の応答日（継続をしたときはその継続日の1年後の応答日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することが出来ます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。
 - ② 満期日は、第1号に準じて、この預金残高の全部または一部について指定することができます。
 - ③ 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、また、第2項により満期日の指定がなかったものとされたときは引き続き自動継続の取扱をします。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。
 - ① 1年以上2年未満…表面記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上…表面記載の「2年以上」の利率
- (2) この預金の利率は当行所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後預入れられる金額

についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および財産形成預金（期日指定・住宅・年金）共通規定により適用される定期性預金共通規定14条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入れ期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。この場合、解約日の普通預金利率を下回らないこととします。

- ① 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満…2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし1年を365日として日割で計算します。

6. 預金の解約

(1) やむを得ない事由により解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成期日指定定期預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。

(2) 第1項の解約の手續に加え、当該預金の解約の手續を行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約の手續を行いません。

7. 条項の適用

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金（期日指定・住宅・年金）共通規定」が適用されるものとします。